
◎議案第 1 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム
事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 1 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議案第 1 号でございます。議案第 1 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,133 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 7 月 23 日提出。白老町長。

次のページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでありますので説明を省略させていただき、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。6 ページをお開きください。2 歳出、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 8 万 3,000 円の増額で正面玄関自動ドアガラスの破損に伴う修繕であります。破損の状況であります。7 月 3 日午前 7 時 50 分ころ、正面玄関自動ドアガラスが崩れ落ちることがしたので寿幸園の警備員がすぐ外に出て状況を確認いたしました。付近には人影もなくまた何かぶつかった形跡もなく、警察に連絡し確認していただきましたが第三者による形跡がないということで事件性はないということでありました。ということで原因については不明であります。なお現在は正面玄関内側の自動ドアで施設を管理しておりまして、破損したドアにつきましてはビニールシートで応急的な措置を行っております。

続きまして歳入を説明いたします。4 ページをお開きください。1 歳入、2 款事業基金繰入金 8 万 3,000 円の増額で歳出でご説明いたしました修繕料見合い分の事業基金の繰り入れでございます。

今回の繰り入れによりまして基金残高は約 2,110 万円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただ今提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 内容についてはわかりました。多分これは小破修繕的なものだと思いますけれども、これは金額が小さいのですけれども指定管理者制度の根幹というかそういう部分で

支出に対してどうかという部分でありますので、前回の財政健全化プランのときも赤字に対したときに一般会計から繰り出しをするのだと、非常に議論あったところです。そういう観点から金額は小さいですけれどもそういう部分でちょっと質問してみたいと思います。

まず今事業基金繰入金から出したということがありますけれども、町負担になっていきますけど本来のこの小破修繕の支出の根拠がどういう根拠なのか。

それと利用料等々については措置費で入ってきていますから措置費の中にもそういう維持管理費的なものは見られると思うのです。そうすれば当然そういう中で処理されるはずなのだけれども、なぜ8万3,000円ガラス壊れた部分が町で持つことになっているのか。その辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 寿幸園につきましては議員からご質問あったように指定管理をとっております。指定管理の契約につきましては25年から29年までの5年間で指定管理を行っております。その指定管理の協定書の中で確かに修繕等に係るものについてはそれぞれありますが、その中で建物の部分という形の中でうちとしては指定管理者が負担するものではなく当方が負担するという形の中で、今回金額は少ないですが修繕の形を特別会計の補正を組ませていただいたわけでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 措置費している中でそういう維持補修費はどういうふうな形で処理されているか。全体の中であるはずですが。保育所もそうですしそういう部分で見えてきているはずなのです。それがどういう措置になっているのか、その中で出せないのかということなのです。

それと今回一般会計で繰入金2,533万8,000円出しています。このときの説明がホテルコスト不足分、実質的には赤字分219万1,000円見ているのです。現実にもう当初から赤字だと出していながら、そういう部分を含めれば今回例え8万3,000円であっても措置費との兼ね合いでどういうふうになっているかということなのです。まずこの2点。

それと多分管理運営に関する協定書を結んでいると思います。その中で管理施設の改修等という項目があるはずですが。その中である程度の修繕の範疇というものをいっているはずですが。寿幸園と結んでいる管理運営協定書の中ではどのような文言の表現になっていますか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 協定書は今持参しておりませんので詳しい内容までは私のほうで説明ができない状況ではありますが、先ほどご説明した中で建物に関する部分という形の中で白老町が負担するというふうになっているというふうに認識しております。

措置費という形でどう見ているのかということではありますが、措置費というのは指定管理者に入ってくる収入ということで解釈はよろしいですか。指定管理者のほうに入ってくるものというのは当然介護収入のものでございまして、それぞれサービス費それと居住費、食費というもので分かれています。その中でホテルコスト分というのは居住費の分です。施設としていたしましては介護サービス費とホテルコストの分の一部を使っているいろいろな経費に回していくわけなのですが、その中で修繕費という形で見ているわけなのですが寿幸園の決算等の中でどういう修繕をした

かという具体的な内容までは当方ではちょっと確認はしておりません。そういう中で修繕費的なものというのがどういうもので、今回のこの部分ということでは該当するかしないかということであれば、今回の自動ドアのガラスというのは建物の一部という形の中で白老町が負担するというふうには判断したわけでした。指定管理者のほうでどういう修繕に使っているかという形で当方では今確認はとっておりません。

○議長（山本浩平君） 先ほどの協定書の関係は時間かかりますか。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） たまたま病院事務長が協定書を持ってきていただいていた。管理施設の修繕等という中で日常の管理業務というところでは乙の負担というふうにはなっていないのですが、今回建物という形の中でうちのほうは判断いたしまして修繕の補正を上げさせていただいたわけですので。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 建物というのは改修、改造、増築、移設等を建物というのです。本来の維持管理に含まれるものは修繕です。これは他の指定管理を受けているところにもかかわってくるのです。ということはある程度その範疇うたっていますから今回は私はそれを逸脱していると思います。協定書の中をちゃんと読んで理解したら。

それと指定手続きに関する条例の第6条の中に今の問題あります。「前号に掲げるもののほか、必要に応じて町長が別に定める事項」そういう部分にちゃんと定めなければいけないのです。措置費に含まれない部分はどうする、修繕でもある程度の額あるいは規模によってこれ以上は町が見ますとそういうことをちゃんと協定していなければいけないのです。私がいいたいのはこのままいけばなし崩しに次から次と基金を使って、基金は今約2,300万円ありますけどなくなったときどうするかということです。予算においてもホテルコストの部分は基金から出さないで一般会計から出しているのです。私はそういう部分をちゃんと制度化されているのだからもっと具体的に整理して、今みたいな質問でもちゃんと明確に答えられるような協定書なり協議書をつくっておかなければだめだということをいいたかったのです。今回私は賛成しますけれども、この問題についてはちゃんと整理をしてしかるべき委員会なり、質問していますから私のほうに町の見解をちゃんと後で教えてほしいと思います。もしそうでなければまた別な形でやりますけれどもその辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今のご質問の件であります。私のほうも協定書の中身を全て熟知していないところがございます。そういうところで協定書の中身また条例で定められた部分等いろいろ精査して後ほど改めてご報告をしたいと思っております。

○議長（山本浩平君） これは何かの機会の前田議員個人ではなくてやっぱり皆さんに説明できるような形をとっていただきたい。委員会でも構いませんがよろしくお願ひしたいと思います。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。